

議案第 37 号

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成 27 年度からの介護保険料率等を改正するため。

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例

石岡市介護保険条例（平成17年石岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第2条中「24人」を「30人」に改める。

第8条を次のように改める。

（保険料率）

第8条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次表に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

区 分	金 額（円）
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者	33,930
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者	50,900
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者	50,900
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者	61,080
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者	67,870
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）	81,440
(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険	91,620

料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）	
(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）	108,590
(9) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）	122,160
(10) 前各号のいずれにも該当しない者	142,520

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項の表中第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,540円とする。

第10条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第4号ロ」を「第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に改め、「（第1項に規定する者を除く。）」を削り、「から第4号」を「から第9号」に改める。

第17条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、申請書を期限までに提出できない正当な理由がある場合は、この限りでない。

附則に次の3項を加える。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合支援事業等に関する経過措置)

- 9 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 10 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 11 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(保険料率に関する経過措置)

第2条 改正後の石岡市介護保険条例第8条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。